

令和2年10月1日

「経営承継借換関連保証」の創設について

静岡県信用保証協会

「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、経営承継借換関連保証を創設しました。

制度の内容

ご利用できる方	県知事の認定を受けた3年以内に事業承継を予定している中小企業者で、次の①から④の全ての要件を満たす法人 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率 ^{※1} が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと
保証限度額	2億8,000万円（無担保8,000万円を含む）
対象資金	認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金 ^{※2} （中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）
保証期間	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：10年以内（据置期間1年以内）
貸付方式	手形貸付または証書貸付
貸付利率	金融機関所定の金利
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	年0.45%～年1.90% 年0.20%～年1.15%（経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合）
保証人	徴求しない

※1 EBITDA有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

※2 既存のプロパー借入金の本制度による借換も可能